

千秋公園における民間活力の導入検討のための マーケットサウンディング調査実施要領

1 調査名称

千秋公園における民間活力の導入検討のためのマーケットサウンディング調査

2 調査目的

千秋公園をより魅力あるにぎわい空間とするため、民間事業者の皆様のノウハウ等を活かすことにより、公園利用者の利便性や快適性を高める新たな公共サービスの創出を目指し、民間活力の導入について検討することとしています。

本調査は、今後の事業検討の参考とするため、「対話」を通じ、直接民間事業者の皆様から、同公園の市場性の有無や事業アイデア、事業実現に向けた課題等に関するご提案やご意見をお聴きすることを目的としています。

※「マーケットサウンディング調査」とは

事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関し、直接の対話により、民間事業者の意見や新たな提案等を把握することで、対象事業の検討を進展させる対話型の市場調査です。

3 対象施設

(1) 対象施設の概要

対象施設である千秋公園の概要は次のとおりです。

名 称	千秋公園
所 在 地	秋田市千秋公園地内
開 設 年	明治29年
開設面積	163,600㎡（別紙「千秋公園範囲図」参照）
主な施設	久保田城御隅櫓、秋田市立佐竹史料館、久保田城表門、御物頭御番所、茶室宣庵、鐘楼、売店、有料駐車場14台、バス専用駐車場7台

(2) 千秋公園の特徴と現況

千秋公園は、秋田藩佐竹氏20万石の居城「久保田城」を礎とし、本市の歴史、伝統、文化を集約した象徴的な文化遺産であるとともに、古くから市民の憩い

の場として親しまれています。また、千秋公園はJR秋田駅に近く、中心市街地に位置することから、県内外のみならず海外からの観光客も訪れる本市を代表する都市公園です。

しかしながら、近年は、施設の老朽化やさくらの老木化が進んでいる現状により、来園者数は頭打ちとなっています。

また、本市では、秋田市中心市街地活性化基本計画（平成29年3月24日内閣総理大臣認定）において、同公園を含むエリアを芸術文化ゾーンと位置づけ、県・市連携文化施設の整備など、にぎわい創出に向けた取組を進めています。

(3) 整備方針

平成29年度に改定した千秋公園再整備基本計画では、これまで育まれてきた歴史、中心市街地にあつて豊かな自然、四季折々の花や緑、水辺などの修景という、千秋公園が持つ財産ともいふべき魅力をより活かす整備をすることで、市民の憩いの場として、また観光客も含んだにぎわいの空間として、再生させることとしています。

基本理念

『久保田城、そして千秋公園として育まれてきた魅力（財産）を活かすことで、憩いとにぎわい空間を再生する』
～歴史の風情と自然に包まれ、人集い花かおる千秋の園～

4 調査対象者

調査対象者は、自ら主体的に事業を行う意欲のある法人又は法人のグループとします。

5 調査内容（ご提案やご意見等をいただきたい内容）

本調査では、千秋公園の魅力向上につながる飲食店等の便益施設（「8 用語説明」参照）の設置および管理運営に関する事業アイデアや意見等について、個別に対話することによりお聴きします。

(1) 想定する事業手法について

事業手法としては、「公園施設設置許可」（「8 用語説明」参照）、又は、「公募設置管理制度（Park-PFI）」（「8 用語説明」参照）に基づき実施されるもので、便益施設の設置および管理運営に係る全ての費用は、原則として事業者により負担いただくことを想定しています。

ただし、これらはご提案いただく上での前提条件ではありませんので、これ

に対するご意見等についてもお聴かせください。

(2) 調査項目

調査項目は、次のとおりです。

- ア 千秋公園における市場性や参入意欲の有無
- イ 事業アイデア（便益施設の種類、設置場所、範囲規模、管理運営内容等）
- ウ 事業手法（公園施設設置許可、公募設置管理制度（Park-PFI）、その他）
- エ 想定される事業期間（投資回収等に必要な期間）
- オ 公園の維持管理への関与
- カ 負担可能な土地使用料等
- キ 事業実現に向けた課題や留意点

6 調査スケジュールと進め方

(1) 調査スケジュール

本調査は、次のスケジュールで実施します。

項目	日程
実施要領の公表	令和元年9月6日(金)
参加申込の受付	令和元年9月6日(金)から10月4日(金)まで
質問の受付および回答	令和元年9月6日(金)から9月27日(金)まで
対話資料の提出期限	令和元年10月11日(金)
対話の実施	令和元年10月23日(水)から10月29日(火)まで
調査結果の公表	令和元年11月中旬(予定)

※参加申込数等により、日程が前後する場合があります。

(2) 実施要領の公表

実施要領は、次のとおり公表します。

【公表方法】市ホームページに掲載します。

(URL) <http://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/1011486/1007157/1021746/1021748.html>

【公表時期】令和元年9月6日(金)

(3) 参加申込の受付

本調査への参加申込は、「(様式1) エントリーシート」に必要事項を記入し、Eメールで次のとおり提出してください。

【申込期間】令和元年9月6日(金)から10月4日(金) 17時まで

【提出先】秋田市建設部公園課 ro-urpc@city.akita.akita.jp

なお、メール件名は【参加申込（参加者名）】としてください。

(4) 質問の受付および回答

実施要領に関する質問は、「（様式2）質問シート」に記入し、Eメールで次のとおり提出してください。

質問への回答は、Eメールにより質問者に回答するとともに、市ホームページに掲載します。

【受付期間】令和元年9月6日（金）から9月27日（金）17時（必着）まで

【提出先】秋田市建設部公園課 ro-urpc@city.akita.akita.jp

なお、メール件名は【調査質問（質問者名）】としてください。

(5) 対話資料の提出期限

対話資料として、「（様式3）ヒアリングシート」に記入し、Eメールで次のとおり提出してください。なお、参加申込時に、一緒に提出いただいても構いません。

【提出期限】令和元年10月11日（金）17時まで

【提出先】秋田市建設部公園課 ro-urpc@city.akita.akita.jp

なお、メール件名は【対話資料（参加者名）】としてください。

(6) 対話の実施

対話では、提出いただいた「（様式3）ヒアリングシート」に沿って、参加者からご意見等をお聴きし、その上で本市からの質問等にお答えいただきます。

対話の実施は、事業アイデアやノウハウ等を保護するため、次のとおり個別に行うものとし、参加申込後、改めて日程等の調整を行います。

【開催日時】令和元年10月23日（水）から10月29日（火）までの1時間程度

【開催場所】秋田市役所本庁舎（予定）

(7) 調査結果の公表

調査結果は、提案されたアイデアやノウハウ等の保護に配慮した上で、ホームページにより公表します。

【公表時期】令和元年11月中旬（予定）

7 留意事項

(1) 参加および対話内容の扱い

ア 対話への参加実績は、事業者公募時の評価の対象とはなりません。

イ 対話の中での双方の発言は、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことをご理解ください。

(2) 調査に係る費用および説明資料の提出

ア 対話への参加に要する費用は、参加者の負担とします。

イ 実施要領で定める様式以外の資料の提出は、参加者の負担に配慮し求めています。説明資料として別途必要と考える場合は、対話の際にご持参いただいても構いません。

8 用語説明

便益施設	都市公園法第2条第2項に規定する公園施設の中の、公園利用者の利便に供するための施設であり、都市公園法施行令第5条第6項では、売店、飲食店、宿泊施設、駐車場などが例示されている。
公園施設設置許可	都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設け、又は管理することについて、公園管理者が与える許可のこと。
公募設置管理制度 (Park-PFI)	平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる利益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用出来る特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこと。

9 参考資料

- (1) 千秋公園範囲図
- (2) 千秋公園における民間活力の導入検討に向けた説明会配付資料
- (3) 千秋公園再整備基本計画（平成30年3月改定）
- (4) 都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン（国土交通省）

10 お問い合わせ先

担 当 秋田市建設部公園課 企画建設担当

所 在 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

電 話 018-888-5753 FAX 018-888-5754

E-mail ro-urpc@city.akita.akita.jp